年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必 要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年6月まで

私の国民年金については、実家の親がA市で加入の手続を行い、国 民年金保険料を納付してくれたが、昭和 45 年にB町への住所変更後は 私が定期的にB町役場で納付していた。私は国民年金保険料の未納期 間は無いと思っていたところ、年金事務所から申立期間が未納と言わ れたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、20歳で国民年金に加入後、年金の切替手続は適切に行われている上、申立期間を除く 国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付してくれたとする両親は、共に国民年金制度の発足時から加入し、保険料免除期間を除き 60歳到達時まで保険料を完納しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、「昭和 45 年にA市からB町への住所変更後は、自分で国民年金保険料を納付してきた。」と主張しているところ、同年 7月分からはB町で納付していることが同町の国民年金被保険者名簿により確認できる上、同被保険者名簿の申立期間に係る昭和 45 年度の納付記録欄には、「A市で納付済」及び「未納」と二つの記載があり、当時の行政における記録管理の何らかの不手際がうかがわれる。

加えて、申立期間直後の昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金 保険料は、B町の国民年金被保険者名簿により、45 年 10 月 30 日にまと めて現年度納付していることが確認できるところ、当該納付時点において、申立期間の保険料は現年度納付が可能であったことから、当該期間の保険料のみを納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月31日から同年2月1日まで 書類を見ても、見過ごしており、年金見込額等の書類をもらってから、じっくりと見て、厚生年金保険の加入記録が1日欠けていることに気付いた。A社に電話で問合せたところ、「古いので、書類は残っていないが、事務手続として、法的に、1月31日ではなく、2月1日としているはずだ。」としていた。社会保険事務所(当時)の記録に、私は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主の「昭和 48 年社内報の人事動静に、申立人は1月 31 日退社の記事があり、申立人の主張が正しいと推察される。」という回答により、申立人はA社(勤務先は同社B店)を同年1月 31 日に退社したことが認められる。

また、前述の昭和48年社内報(人事動静)において、申立期間と近接して当該事業所を退社したと記載されている従業員二人については、オンライン記録により、退社日の翌日が厚生年金保険の資格喪失日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年12月の社会保

険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和48年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録する特段の事情もうかがわれないことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月27日から同年4月1日まで 年金記録について確認したところ、昭和40年3月27日から同年4 月1日までの期間、厚生年金保険に加入していない旨回答を受けた。 申立期間は、A社B支店で勤務していた。申立期間を厚生年金保険被 保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社作成の在職期間証明書、A健康保険組合の健康保険適用台帳、健康保険喪失証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(A社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記在職期間証明書において、申立人が昭和 40 年 3 月 26 日にA社C支店から同社B支店に異動となっているものの、申立人のオンライン記録から、同年 3 月 27 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和40年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事 務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び 周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から同年 4 月までの期間及び同年 12 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から同年4月まで

② 昭和45年12月から51年3月まで

自宅に来ていた町内の婦人会の集金人から、過去の未納となっている国民年金保険料を一括で納付できることを聞いた。昭和52年から53年頃に、郵便局で約6万円を一括で納付した記憶があるので、申立期間を未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和52年から53年頃、国民年金保険料を約6万円一括納付した記憶があるので、申立期間①及び②は全て納付したはずである。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の任意加入者への払出しの状況から、昭和52年12月6日以降に払い出されているものと推認でき、当該払出時点では、申立期間①及び②の一部の期間の保険料は時効により納付できず、当該期間の保険料を納付するためには、53年7月1日から55年6月30日までの期間に実施されていた第3回特例納付によることとなるが、申立人が納付したと主張する納付金額(約6万円)と申立人が国民年金に加入した時点での申立期間①及び②の未納分を一括納付した場合の金額(26万8,000円)とは大きく相違している上、特例納付により国民年金保険料が納付された場合には、社会保険庁(当時)において国民年金被保険者台帳(特殊台帳)の作成・保管が義務付けられているが、申立人の特殊台帳の存在を確認することができない。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月

大学卒業後に就職した会社を平成7年8月に離職し、同年9月22日に再就職した。離職した同年8月分の国民年金保険料は、納付したと記憶しているが、未加入の扱いとなっている。ずっと父母と同居しており、成人してからも母親に頼んで国民年金保険料は納付してもらい、離職の際も母親に頼んで国民年金への加入手続及び保険料を納付してもらったはずである。母は、頼まれたことは漏れなく行う人なので、国民年金保険料も納付しているはずである。

申立期間を国民年金の定額保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「転職した際に、同居していた母に国民年金の再取得手続を行ってもらい、保険料も納付してもらった。」と主張しているものの、オンライン記録により申立人は、平成3年10月26日に国民年金第1号被保険者資格を取得し、7年4月1日に同被保険者資格を喪失して以降、再取得した形跡は無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の再取得手続及び保険料納付を行ったとする母は、「娘から会社を辞めたので、国民年金と国民健康保険の手続をしてくれるように頼まれたことは覚えている。だから、すぐに手続に行ったと思う。」と供述しているものの、再取得時の手続状況、納付場所及び納付金額等について具体的な記憶が無い上、申立人自身は、国民年金の再取得手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な再取得

状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間当時に他市町村への住所変更を行っていないことが戸籍の附票から確認できるなど、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人及び申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年3月まで

平成3年2月又は3月頃、A県の就職先を退職して帰郷していた二男が病気になり、国民健康保険に加入するためB市役所に行ったところ、私の未納になっている国民年金保険料を一緒に納めないと保険証を発行できないと言われたので、実家の母から20万円を借りて、窓口で国民年金保険料と国民健康保険税を各10万円以上納付した記憶がある。私は、その時失業中で大変だった。

それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納であること に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年2月か3月頃、A県の就職先を退職して帰郷していた二男が病気になり、国民健康保険に加入するためB市役所へ行ったところ、私の未納となっている国民年金保険料を一緒に納めないと保険証を発行できないと言われ、失業中で大変だったが、実家の母から20万円を借りて、窓口で国民年金保険料と国民健康保険税を各10万円以上納付した記憶がある。」と主張しているところ、同市の国民年金被保険者名簿に「12/8 取得年月日2.7.16 強」と記載されており、当該記載について、同市は、「平成2年7月16日に強制被保険者となった資格取得届を同年12月8日に受け付けたことである。」と回答していることから、申立人が国民年金被保険者資格の再取得手続を行ったことは確認できる。

しかしながら、B市の国民年金被保険者名簿には、申立期間に係る国民年金保険料が納付された記録は無く、オンライン記録により、平成4年7月6日に国民年金過年度保険料の納付書が作成されたことが確認できる

ことから、この作成時点では、申立期間の保険料は納付されていなかったものと推認される上、申立期間に係る当時の保険料額は7万5,600円であり、申立人の主張する金額(10万円以上)とは相違するほか、同市は、「国民年金と国民健康保険は制度が別々であり、申立期間当時、国民年金保険料と国民健康保険税を一緒に納付しないと保険証を発行しないというような窓口対応はしていないと思われる。」と回答しており、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年2月7日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、申立人は、その後、他市町村への住所変更を行っていないことが住民票から確認できるなど、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間は約 20 年前であり、記憶が確かでないので、色々聞かれても分からない。実家の母は既に死亡しており、国民年金保険料を納付していたことを証言してくれる人はほかにいない。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月頃から同年10月頃まで

私は、昭和23年2月中旬に、友人とA地前の職業安定所へ行き、A地内の就職を希望したところ、B事務所(現在は、C事務所)を紹介され、その翌日からA地内D店のE業務者として勤務していた。

申立期間当時は、間違いなくB事務所から給料を受け取っていたので、 厚生年金保険の加入記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務に関する具体的な記憶から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がB事務所のA地内D店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、B事務所は、昭和24年4月1日に 厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険 の適用事業所でないことが確認できる。

また、C事務所に照会したところ、「従業員の厚生年金保険適用開始は昭和24年4月1日からとなっている。なお、申立人の申立期間における在籍は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚は所在不明であり、申立人の勤務 実態等について証言を得ることはできない。

加えて、申立人が勤務していたと主張するA地内D店が厚生年金保険の 適用事業所であった事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月頃から同年12月末まで

② 昭和48年3月頃から同年8月7日まで

私は、昭和47年1月5日頃から同年12月27か28日頃までA県B工事現場で季節労働として働いていた。

また、昭和48年3月中旬頃から同年8月7日まではC県D工事現場で季節労働として働いていた。会社はいずれもE社(現在は、F社)であった。会社で、社会保険を掛けてくれると言っていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び申立人が名前を挙げた元同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が季節労働者としてE社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除等について、事業主に照会したところ「勤務実態等については不明である。関連資料については、資料自体が既に存在していないため提供できない。」と回答している上、当該事業所の現在の事務担当者は、「当時は、季節雇用者については、雇用保険は加入させていたと思うが厚生年金保険には加入させていなかったと聞いている。」と供述している。

また、申立期間に近接してE社で厚生年金保険の加入記録が確認できる元同僚二人は、「厚生年金保険の加入記録がある前からE社に季節雇用で働いていた。最初から厚生年金保険に加入させてくれたわけではない。」と証言しているほか、申立人と同じ昭和48年10月1日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員は、「何年からだったかは分

からなくなったが、厚生年金保険に加入する前から季節雇用者として勤務 していた。」と証言していることから、当該事業所では、必ずしも季節雇用 者について、採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかっ たことがうかがわれる。

さらに、E社G支店、同社H支店及び同社 I 支店において厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員 7 人は、「申立人の名前に記憶は無い。」と供述しており、申立人の厚生年金保険料の控除等について証言を得ることはできなかった上、前記 3 支店の昭和 46 年 7 月 1 日から 49 年 4 月 8 日までの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、オンライン記録以外に申立人の氏名は無い。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間①の一部期間及び申立期間②において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月1日から同年12月31日まで 申立期間の標準報酬月額について、年金事務所に確認したところ、2 万4,000円との回答であった。

私は、昭和44年7月1日にA社B店から、新規店舗開業のため同社C店へ転勤になった。両店では、D業務として勤務し、給与は基本給や通勤手当のほかにD業務手当(出来高制)が加算されていた記憶がある。

転勤の前後では、職種や給与に変化は無かった記憶があるので、申立 期間の標準報酬月額について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B店から同社C店へ転勤になったが、転勤の前後では、 職種や給与に変化は無かった記憶があるので、申立期間の標準報酬月額に ついて調査してほしい。」旨申し立てている。

しかしながら、A社から提出された厚生年金基金加入員資格取得届及び厚生年金基金加入員資格喪失届に記載されている標準報酬月額並びにE年金連合会(A社は平成14年11月19日に厚生年金基金を解散)から提出された厚生年金基金加入員台帳の標準報酬月額及び中途脱退者記録照会(回答)の報酬給与額は、オンライン記録と一致している。

また、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録と一致している上、遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

さらに、申立人は給与明細書等の厚生年金保険料控除額が確認できる資

料を保有していない上、事業主は、「厚生年金基金加入員資格取得届及び 厚生年金基金加入員資格喪失届以外の書類は無い。」と回答しており、申 立期間における申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料 が給与から控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から平成元年6月1日まで 申立期間の頃は景気も良く、A社では年1回の昇給やボーナス(4か月)の支給もあったので、申立期間の給与支給額は20万円から23万円であるにもかかわらず、標準報酬月額が19万円とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社では年1回の昇給やボーナスの支給もあったので、申立期間の給与支給額は20万円から23万円であるにもかかわらず、標準報酬月額が19万円とされていることに納得できない。」として申し立てている。

しかしながら、申立期間当時、社会保険労務士事務所(以下「社労士事務所」という。)がA社の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)等の作成・届出手続の代行をしていたところ、当該社労士事務所は、「申立事業所へ出向き賃金台帳、出勤簿等を確認、その場で算定基礎届を記入作成し、担当者から事業所の代表者印を押してもらい社会保険事務所(当時)へ提出していた。」としている上、社労士事務所では申立人の算定基礎に関する被保険者台帳を作成しており、それを見ると、申立人の被保険者台帳に記載されている標準報酬月額とオンライン記録の申立期間の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

また、申立人は給与明細書等を所持していない上、A社は、「申立人の 勤務実態や保険料控除の状況が分かる資料は、保管期間が経過したことで 廃棄している。」と回答していることから、申立人の申立期間の報酬月額 及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

加えて、申立人は、A社では毎年昇給があったとしているものの、申立 人を含む複数の従業員について、申立期間の標準報酬月額は同額であった ことがオンライン記録から確認できる上、元同僚は、「申立期間当時、売上 は一定していたが、毎年、給与が上がる状況ではなかった。」と証言してい る。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。